

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務 公募型プロポーザル実施要領

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 趣旨

本要領は、本町における夜間の自家用有償旅客運送事業に係る実証事業の実施に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は国土交通省の国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けて実施するものである。

2 事業の概要

(1) 業 務 名

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務

(2) 業務内容

大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

(4) 委託料の上限

13,321,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 大鰐町一般競争入札参加資格申請書を提出し受理されていること。

(3) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、大鰐町から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 東北地方に本社（本店）または支店若しくは営業所を有していること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 国税、地方税(本店所在地の県税・市町村税)を滞納していないものであること。
- (7) 過去5年以内(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に、国又は地方公共団体(市町村が主体となる協議会を含む。)が発注した、東北地方を対象とした本業務と同種又は類似する業務の実績を有する者であること。(同種業務:自家用有償旅客運送等実証事業)
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 スケジュール

公募開始日	令和8年7月13日(月)
質問書の受付期間	令和8年7月13日(月)～ 令和8年7月24日(金)正午まで
参加申込書及び企画 提案書等の受付期間	令和8年7月13日(月)～ 令和8年7月27日(月)17時まで
参加資格の審査結果	参加申込書受理後、審査後に通知する。

審査委員会による審査日

(書類審査) 令和8年7月29日(水)

審査結果の通知・公表 令和8年7月30日(木)(予定日)

5 質疑・応答

参加申請書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限 令和8年7月24日(金) 正午まで

(2) 提出方法 質問書(様式第1号)に記入し、大鰐町企画観光課代表アドレスkikaku@town.owani.lg.jpまで電子メールで提出すること。

(3) 質問の回答 質問に対する回答は令和8年7月24日(金) 17時まで、参加申込書を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 参加申込手続き

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び添付書類を提出すること。

なお、期限までに必要書類を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 提出書類
- | | |
|---|----|
| ①参加申込書(様式第2号) | 1部 |
| ②誓約書(様式第3号) | 1部 |
| ③企画提案書(任意様式) | 1部 |
| (CD-R、DVD-Rいずれかによる電子データも併せて提出すること。) | |
| ④見積書(任意様式) | 1部 |
| ⑤実績調書(様式第4号) | 1部 |
| ⑥履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) | 1部 |
| ⑦直近年度の財務諸表の写し | 1部 |
| ⑧直近年度の国税(法人税又は所得税及び消費税)、県税及び市町村税の納税証明書(滞納がないことを確認できるもの) | 1部 |
- イ 提出期限 令和8年7月27日(月) 17時まで(必着)
- ウ 提出先 「15 提出及び問合せ先」に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 参加資格の確認等

提出された参加申込書及び必要書類を審査後、参加資格の有無について随時、電子メールで参加資格要件確認結果通知書により通知するものとする。

7 企画提案書作成方法

本プロポーザルの参加者は、本要領及び仕様書の記載内容を踏まえ、次のとおり必要書類を期限内に所定の方法で提出すること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

(1) 企画提案書の作成（任意様式）

企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 基本的事項

別紙「大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という）及び「仕様書」を踏まえ、次の項目を反映した提案内容とすること。

- 1) 本町の夜間交通空白への課題認識
- 2) 課題に対する自家用有償旅客運送を活用した対応方法
- 3) 実証事業における運行案及び実施方針

イ 追加機能

仕様書に記載のない事項で、町民の利便性向上や職員の負担軽減に繋がる機能がある場合は記載すること。提案は本業務の委託料の範囲で実施可能か、別途費用が必要か明示すること。別途費用が必要な場合は金額も示すこと。

ウ 業務実施体制

本業務の実施に当たっての取組体制（責任者、担当などの配置体制）、業務フロー（実施方針や基本的な考えを含めた業務全体の流れをフロー図等を用いて説明）、業務実施のスケジュール等の全体計画を示すこと。

エ サポート体制

実証運行に係るサポート内容や体制、職員の負担軽減のための工夫等について記載すること。

(2) 企画提案書作成時の留意事項

ア 表紙に、「法人名」、「住所」、「代表者職氏名」、「連絡担当者名（所属部署、役職、氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

イ 専門用語や難解な用語の使用及び表現は避け、イラストやイメージ等などを用いて事業内容等を分かりやすく記載すること。

ウ 企画提案書の枚数は制限しない。

エ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

オ 提出書類はA4判片綴じを原則とする。(必要に応じてA3判の折り込みも可)

(3) 見積書の作成 (任意様式)

ア システム構築費及び5か月分の運用保守経費 (令和8年10月～令和9年2月)をそれぞれ示すこと。

イ システム構築費の内訳と1か月分の運用保守経費の内訳をそれぞれ示すこと。

ウ 令和9年度に見込まれるランニングコストについても、別に示すこと。

(4) 実績調書の作成 (様式第4号)

ア 過去5年間に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績がある場合は記載すること。

イ 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合にはその写しを添付すること。

(5) その他

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 町は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9 公募型プロポーザル参加辞退について

(1) 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第2号) の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届 (様式第5号) を提出しなければならない。

- (2) 提出期限 令和8年7月24日(金) 17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
- (4) 提出先 「15 提出及び問合せ先」に同じ
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査及び特定を行うため、大鰐町夜間交通空白解消緊急対策事業実証運行支援業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 書類審査の実施

審査委員会において、提出書類を基に次のとおり書類審査を行う。

ア 実施方法 提出された企画提案書等を1者ずつ確認し採点を行う。

イ 実施日 令和8年7月29日(水)

(3) 審査項目及び審査基準

書類審査については、次の審査項目及び別紙で示す審査基準に基づき審査を行う。

ア 業務遂行力

①業務実績

②業務体制

イ 企画提案に対する業務内容別の審査

①システム・機能概要

②利用者の操作性

③管理者の操作性

④運用保守・サポート体制

⑤障害・セキュリティ対策

⑥拡張性・企画提案

⑦見積価格

⑧ランニングコスト

(4) 候補者の特定方法

審査委員会において、(3)の審査により、各委員の審査点の合計を加算し、最高点の6割以上の者の中から順位を付け、最も審査点の高い者を、審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、審査点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。企画提案者が1名の場合、各委員の合計点が最高点の6割の点数に満たなかつ

た場合は候補者として特定しない。

1 1 審査結果

- (1) 審査結果については、審査委員会終了後、自己の結果のみを参加者に通知する。
- (2) 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

1 2 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 候補者
- (2) 提案者全者の審査点（参加者名称は公表しない。）

1 3 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。

(2) 成果物

本業務による成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、委託者及び受託者の共有とすること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額の納付を要する。ただし、大鰐町財務規則第145条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 支払条件

後払いとする。

1 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用し

ない。

- (5) 町は提出された企画提案書等について、大鰐町情報公開条例（平成11年大鰐町条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出る恐れがある情報については特定後の開示とする。

1 5 提出及び問合せ先

〒038-0211

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町企画観光課企画係

電話番号0172-55-6561（内線222）